

議案第 12 号

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和 31 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

木古内町農業委員会	会長	月額 18,000円
	委員	月額 12,000円

」を「

木古内町農業委員会	会長	月額 30,000円
	委員	月額 20,000円

」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、平成29年7月以降の報酬から適用する。